

「電力安全課メールマガジン」をお読みいただきありがとうございます。

本メールマガでは、電気保安に関する情報等を不定期で発信していきます。

皆様の業務のお役に立てていただければ幸いです。

また、申請・届出を行う場合は、電子申請システム「保安ネット」をご活用いただくよう、御協力をお願いいたします。

## 【目次】

1. トピックス
2. 新着情報
3. お知らせ

---

### 1. トピックス

---

#### ■自家用電気工作物の保安管理業務における点検の未実施について（嚴重注意及び報告徴収）【注意喚起】

当部管内において活動をしている電気保安法人において、保安管理業務を受託する一部の事業場において、点検の一部を実施せず、記録をねつ造していたことを確認しました。

詳細はこちらをご覧ください。[中国四国産業保安監督部電力安全課]

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/060528futekisetsujan.pdf>

#### ■2024年度夏季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について【新規】

近年の豪雨や台風等では、太陽電池パネル等の崩落や飛散、雷撃を受けた風車のブレードが折損して発電所

構外へ飛散したり、風車が焼失したりする事故が発生しました。また、需要設備においては、非常用予備発電装置を設置しているにもかかわらず、点検が実施されていなかったために不具合を発見できず、被災時に動作しなかった事例が発生しています。

電気管理技術者及び電気保安法人におかれましては、同様の事故の再発を防止するためにも、夏季の自然災害による被害を受ける時期までに適切な点検を行い、自然災害の備えに万全を期するようにしてください。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/06/20240604-2.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240604-2.html)

## ■2024年度夏季の電力高需要期における電気設備の保安管理の徹底について【新規】

発電事業者各位におかれましては、日頃から電気設備の安全性と安定供給の確保に努めていただいているところですが、夏季の電力高需要期並びに梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、火力発電設備や再生可能エネルギー等発電設備を中心に巡視・点検を強化し、電気設備の事故の防止に万全を期すとともに、万が一の事故発生時にも早期復旧が可能となるよう、事前対策の徹底等をお願いします。

加えて、事前の防災態勢の整備のほか、類似の事故防止のため、事故発生後の迅速な情報発信（事故概要・復旧見通しを含む。）についても徹底するようにお願いいたします。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/06/20240604-1/20240604-1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240604-1/20240604-1.html)

## ■発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保の徹底について【新規】

蓄電池は過剰な電流が生じた場合等には温度が上昇し、発火につながる可能性があります。

蓄電池設備の設置者や電気主任技術者等の設備管理に携わる皆様におかれましては、設備の日常点検等の定期点検の際に、必要な点検を遺漏なく実施するとともに、点検を踏まえて更なる安全確認や部品交換等の必要が生じた場合には、確実に対応するなど、発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保に十分留意し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/04/20240426-2.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/20240426-2.html)

■電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示第一条の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間の確認に係る運用について【新規】

電気主任技術者が外部委託制度において業務を受託するには、電気主任技術者免状の取得に加え、一定期間以上の実務経験を有していることについて経済産業省の確認を受ける必要がありますが、当該実務経験の期間の算定方法と確認の際に提出が必要な書類等について、運用方針を定めました。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/gaibuitaku.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/gaibuitaku.html)

■電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示等の一部を改正する告示について【新規】

電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示で掲げる自家用電気工作物の保安管理業務に関する講習を受講した場合に、電気主任技術者免状の種類に関わらず、必要従事期間が一律3年となる措置と、設備容量300kVA以下等の当該告示で掲げる電気工作物について保安管理業務を受託する場合に、必要従事期間を1年減じることができる措置の併用が認められるようになりました。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/05/20240531-1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/05/20240531-1.html)

■「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）」の一部改正について【新規】

「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）」について、令和6年3月28日付けで一部改正しましたので、お知らせいたします。本規程は、令和6年4月1日から効力を有しております。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/03/20240329-1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240329-1.html)

■発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令等について【新規】

令和6年4月1日付けで「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されました。併せて「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈（20210317保局第1号）」及び「発電用風力設備の技術基準の解釈（20140328商局第1号）」の一部改正を令和6年4月1日付けで行いましたので、お知らせいたします。本規程は、令和6年10月1日から効力を有します。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/04/20240403-1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/20240403-1.html)

■「発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号）」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（20210208保局第2号）」の一部改正について【新規】

「発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号）」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（20210208保局第2号）」の一部改正を行いましたので、お知らせいたします。本規程は、令和6年3月15日から効力を有しております。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/03/20240315.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240315.html)

■電気事業法施行規則の一部を改正する省令について【新規】

令和6年2月29日付けで「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。

本改正は必要な許認可手続きを経ずに不法に土地の開発を行っている事業者による当該土地での電気工作物の設置や運転を排除するため、電気事業法に基づく各手続きにおいて以下の確認をすることを規定したものです。なお、施行日は令和6年4月1日となっております。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/02/20240229-1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/02/20240229-1.html)

---

## 2. 新着情報

---

### ■電気事故＜事業用（自家用）電気工作物＞

◇速報＜12～5月受理分＞（主な発生事故。今後変更となる可能性があります）

#### 【感電等死傷事故】

令和6年3月中に「1」件、令和6年4月中に「1」件発生しました。

- ・高圧計器に通信端末を設置する工事において、充電部のキュービクル内で作業員がLBSに接触したことで感電負傷した。《故意・過失（作業者の過失）》《作業準備不良》《作業方法不良》
- ・ビルの解体工事に伴う足場組立作業において、防護管等の取付け等の感電を防止するための措置が講じられていないまま、作業が行われ、作業員が充電露出部に接触し、感電死亡した。《故意・過失（作業者の過失）》《作業準備不良》《作業方法不良》

#### 【波及事故（事故報告対象のみ）】

令和5年12月中に「1」件、令和6年1月中に「1」件、令和6年3月中に「1」件発生しました。

#### 【破損事故】

令和5年12月中に「1」件、令和6年3月中に「1」件発生しました。

- ・回転子コイルにてターン間短絡が発生し、循環電流による加熱から絶縁が熱劣化したことと、溶銅がスロット絶縁を損傷させたことから、地絡が発生した。《設備不良》
- ・強風により太陽電池モジュールを固定していた金具が外れ、飛散した。《自然現象（風雨）》

※当部管内で発生した事故は、四半期毎にとりまとめて一覧形式で公表しています。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/jiko/jirei/jirei.htm>



中国四国産業保安監督部 H P

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/>

中国四国産業保安監督部 twitter

<https://twitter.com/hoanchugoku/>